



【令和9年度版】

雲南市

認可保育所・認定こども園(保育所利用)

入所申込みの手引き

◆令和9年度入所申込み受付日程

1. 令和9年度4月入所の申込み 及び 5月以降の入所を「予約申込み」する場合

	選考対象等	受付期間	選考結果通知
1次募集	・保育を必要とする事由が「求職活動」以外の方	令和8年12月1日 (火) ゝ 令和8年12月17日 (木)	2月上旬
2次募集	・保育を必要とする事由が「求職活動」の方 ※1次募集の選考後に残った入所枠内で選考	令和9年1月4日 (月) ゝ 令和9年1月29日 (金)	3月中旬

※「予約申込み」については9ページをご覧ください。

2. 令和9年5月以降の入所を申込みする場合(予約申込み以外)

入所希望年月		申込み受付締切日	入所希望年月		申込み受付締切日
令和9年	5月	令和9年4月9日 (金)	令和9年	11月	令和9年10月8日 (金)
	6月	令和9年5月11日 (火)		12月	令和9年11月10日 (水)
	7月	令和9年6月10日 (木)	令和10年	1月	令和9年12月10日 (金)
	8月	令和9年7月9日 (金)		2月	令和10年1月11日 (火)
	9月	令和9年8月10日 (火)		3月	令和10年2月10日 (木)
	10月	令和9年9月9日 (木)			

※入所選考は、前月の選考後に残った入所枠内で行います。

そのため、年度途中での申込みは希望する施設への入所ができない場合があります。

出来るだけ1次・2次募集受付期間での申込みをお願いします。

※選考結果は、入所希望月の前月の20日頃に通知します。

※申込み受付締切日を過ぎてから申し込んだ場合は次回分(翌月)の選考とします。

◆入所申込書類提出先・受付時間

雲南市役所 こども政策課(2階) 又は 各総合センター 市民福祉課・市民サポート課

8:30 ~ 17:15 (土曜日、日曜日、祝日、12/29から1/3までを除く)

◆お問い合わせ

受付窓口		電話番号 (0854)	管轄保育所、認定こども園		
大東総合センター	市民福祉課	43-8162	大東保育園	かもめ保育園	あおぞら保育園
加茂総合センター	市民福祉課	49-8612	加茂こども園	たちばら保育園	みなみかも保育園
木次総合センター	市民福祉課	40-1083	木次こども園	斐伊保育所	四ツ葉学園保育所
三刀屋総合センター	市民福祉課	45-9501	三刀屋保育所		
吉田総合センター	市民サポート課	74-0215	田井保育所	吉田保育所	
掛合総合センター	市民サポート課	62-0300	掛合保育所		
雲南市役所	こども政策課(2階)	40-1044	大東こども園	西こども園	海潮こども園
			斐伊こども園	三刀屋こども園	その他市外の施設

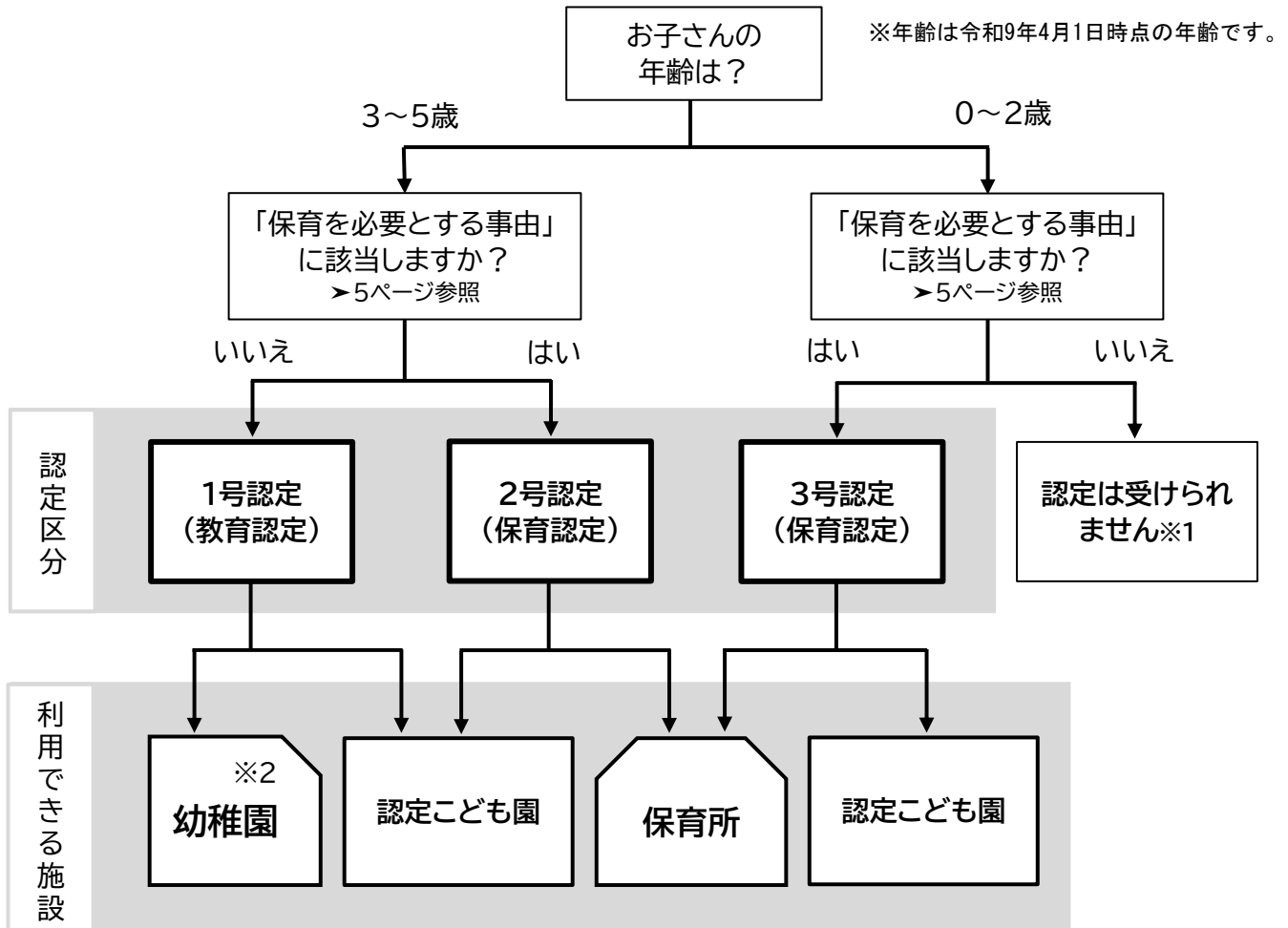
利用できる施設の種類は？

保育所や認定こども園等を利用するためには「子どものための教育・保育給付認定」が必要です

「教育・保育給付認定」は、「お子さんの年齢」と「保育の必要性の有無」によって、1号、2号、3号のいずれかの区分に認定され、区分により利用できる施設が異なります。

保育所等を利用希望の場合、児童の保護者（父母いずれも）に「保育を必要とする事由」が必要です。➤5ページ参照

◆利用可能施設フローチャート



※1:必要に応じて、一時預かり事業などの支援が利用できます。➤14ページ参照

※2:3歳以上であれば、保育を必要とする事由があっても1号認定を受け、幼稚園が利用できます。

◆保育施設について

■市内の保育所・認定こども園（保育所利用）は、17ページに一覧を掲載しています。

■施設ごとに入所可能年齢、開所時間、延長保育等にちがいががあります。

保育所	保護者の就労等によりお子さんを家庭で保育することができない場合に、保護者に代わって保育し、お子さんが心身共に健やかに育成されることを目的とした施設です。
幼稚園	小学校以降の教育の基礎を作るために、幼児期の教育を行う施設です。保護者の就労状況等による制限はなく、小学校就学前3学年に該当するお子さんが入所できる施設です。
認定こども園	保育所と幼稚園の良い面を生かし、両方の役割を担う施設であり、保護者の就労状況等に応じてお子さんの保育と教育の場として利用できる施設です。

～保護者のみなさまへ～

保育所・認定こども園（保育所利用）（以下「保育所等」という。）は、保護者の就労等によりお子さんを家庭で保育することができない場合に、保護者に代わって保育し、お子さんが心身ともに健やかに育成されることを目的とした児童福祉施設です。

したがって、保護者の「就労」により保育所を利用する場合は、**保護者の就労状況等**に応じて、「**必要な範囲での利用**」となります。▶6ページ参照

「集団生活を経験させたい」等の理由だけでは入所はできません。（幼稚園等の利用をご検討ください。）

お子さんにとって、保護者と過ごす時間はかけがえのないものであり、仕事が休みの日は家庭等で保護者とお過ごしいただきますようお願いいたします。

◇ 目 次 ◇

I. 入所のながれ	P.4	3. 保育所等の退所	P.11
		4. 年度途中の転園	//
II. 子どものための教育・保育給付認定について		5. 年度途中の認定こども園の転籍	P.12
1. 教育・保育給付認定区分	P.5	6. 市外へ転出する場合	//
2. 令和9年度の年齢区分	//		
3. 保育を必要とする事由と認定期間	//	VI. 保育料について	
4. 保育時間(保育必要量)	P.6	1. 保育料の算定	P.12
III. 入所申込みについて		2. 保育料の納付	P.13
1. 保育所入所の要件	P.7	3. 雲南市独自の保育料減免	//
2. 慣らし保育	//	4. 3歳以上児の副食費(おかず代)	//
3. 提出書類	//	の無料化	
4. 入所申込書提出先	P.9	VII. 認可外保育施設等の利用について	
5. 入所申込みの注意点	//	1. 無料化上限額	P.14
6. 育児休業期間中の特例利用	//	2. 対象施設	//
7. 転園	//	3. 手続き方法	//
8. 予約申込み	//		
9. 土曜日利用(土曜保育)	P.10	VIII. 一時預かり事業について	
10. 市外の保育所等への申込み	//	1. 利用申込み	P.14
(広域入所)		2. 利用できる日	//
11. その他	//	3. 保育所一時預かり事業利用料の納付	//
IV. 入所選考について			
1. 選考方法	P.11	IX. 令和9年度 保育所・認定こども園	
2. 入所保留(未決定)となった場合	//	(保育所利用)保育料徴収基準表	P.15
V. 申込み後(内定・入所後)の 内容変更等について		X. 令和9年度 保育所・認定こども園	
1. 申込み内容に変更があった場合	P.11	(保育所利用)入所基準指数	P.16
2. 現況届	//	XI. 令和9年度 保育所・認定こども園	
		(保育所利用)一覧	P.17

I. 入所のながれ

入所申込み

- ・ 申込み受付締切日までに必要書類をそろえて提出して下さい。
※申込み締切日は1ページを、必要書類は7ページをご覧ください。

入所選考

- ・ 毎月受付締切日以降に行います。

結果通知

- ・ 通知予定日は1ページの表をご覧ください。

再選考

入所内定

入所保留(未決定)

- ・ 取下げされない限り、年度内の入所希望期間は継続して選考します。
- ・ 保育所等への入所を希望しなくなった場合は、必ず「保育所等入所（辞退・申込取下げ）届」を提出してください。
- ・ 入所希望保育所等を変更される場合は「給付認定申請書兼幼稚園・保育所・認定こども園入所申込内容等変更届」を提出してください。
- ・ 認可外保育施設等を利用される方には、「施設等利用給付認定通知書」を発行します。

保育所等での面接、準備等

- ・ 入所が内定した保育所等で面接を実施します。保育所等へ直接連絡してください。
- ・ 保育料の口座振替を希望される場合は、早めに口座振替依頼書を金融機関へ提出してください。
- ・ 保育所等での面接や医師の判断により、集団生活が困難であると判断された場合は、別途ご相談させていただく場合があります。（内定取り消しなど）

入所

- ・ 新規入所のお子さんには入所日から2週間程度「慣らし保育」※を実施します。
※「慣らし保育」についての詳細は7ページをご覧ください。

入所してから

- ・ 入所後に保護者の保育要件や世帯構成等に変更があった場合は手続きが必要です。
例）世帯構成の変化（出産による世帯員の増を含む）、育児休業の取得、育児休業からの職場復帰、転職、就労時間の変更、離職など
※詳細は11ページをご覧ください。

II. 子どものための教育・保育給付認定について

保育所等の利用を希望する場合、利用申込みと同時に保護者やお子さんの教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定（1号、2号、3号）の申請をしていただきます。

○保育所等を利用希望の場合、「2号認定」または「3号認定」の認定が必要です。

○児童の保護者（父母いずれも）に「保育を必要とする事由」がある場合、「2号認定」または「3号認定」の認定が受けられます。

○保育所等は、「2号認定」または「3号認定」の認定期間に限り利用することができます。

※教育・保育給付認定の決定は、申請受理後、概ね30日以内に通知します。ただし、申請が集中するなど認定事務に時間を要する場合は、申請後30日を経過して通知することがあります。

1. 教育・保育給付認定区分

認定区分	1号認定 (教育認定)	2号認定 (保育認定)	3号認定 (保育認定)
対象年齢	3～5歳児	3～5歳児	0～2歳児
保育を必要とする事由	不要	必要	
保育時間 (保育必要量)	教育標準時間 4時間	保育標準時間 11時間 保育短時間 8時間	
利用できる施設	幼稚園 認定こども園(幼稚園利用)	認可保育所 認定こども園(保育所利用)	

2. 令和9年度の年齢区分

年度途中で誕生日を迎えても、その年度末まで年齢区分は変わりません。

施設によって受入可能となる月齢が異なりますので、17ページの「保育所・認定こども園（保育所利用）一覧」をご覧ください。

生年月日	年齢区分	生年月日	年齢区分
令和8年4月2日 ～	0歳児	令和5年4月2日 ～ 令和6年4月1日	3歳児
令和7年4月2日 ～ 令和8年4月1日	1歳児	令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日	4歳児
令和6年4月2日 ～ 令和7年4月1日	2歳児	令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日	5歳児

3. 保育を必要とする事由と認定期間

事由	認定期間(入所期間ではありません)
① 就労(月48時間以上)	最長で児童の小学校就学まで ※毎年度手続きが必要です。 ※満3歳到達児は、3歳の誕生日の前々日までです。⇒令和9年度中に満3歳に到達の場合、保育認定の有効期間の変更等について市から通知します。 (3号認定⇒2号認定への変更)
② 妊娠・出産	出産(予定)日を基準として産前8週(多胎妊娠の場合は14週)となる日から産後8週を経過する日の翌日の月末まで ※就労中の妊娠・出産は、「就労」の要件で認定します。
③ 疾病・負傷・障がい	入院・通院期間終了日または療養期間終了日の月末まで
④ 親族の介護・看護	介護等の必要がなくなるまで
⑤ 災害復旧	災害復旧が終わるまで
⑥ 求職活動	活動開始日(新規に開始する際は月の初日)から90日を経過する日の月末まで
⑦ 就学・職業訓練	卒業(修了)の日の月末まで
⑧ 児童虐待・DV	事由が解消されるまで
⑨ 育児休業期間中の特例利用	育児休業取得対象児童が満2歳に到達する日の月末まで
⑩ 市長が特に認める場合	市長が必要と認める期間まで

注意！：上記は保育の必要性の「認定期間」です。施設の入所期間ではありません。

施設の入所期間は、最大で年度末までです。

4. 保育時間(保育必要量)

保育の認定と同時に、「保育時間（保育必要量）」の認定をします。

保育時間（保育必要量）は、「**保育標準時間**」（11時間）と「**保育短時間**」（8時間）の2種類があります。

保育を必要とする事由（>5ページ参照）や就労時間、勤務体制などを考慮し認定します。（就労時間＝労働時間＋通勤時間＋休憩時間）

なお、「保育標準時間」に該当する場合でも「保育短時間」を希望される場合は、「保育短時間」として認定します。

また、保育所等で定める利用時間から外れた時間を利用する場合は、延長保育料が発生します。延長保育実施施設は17ページの一覧をご覧ください。

【保育を必要とする事由と保育時間(保育必要量)】

事由	「保育標準時間」利用	「保育短時間」利用
① 就労(月48時間以上)	月120時間以上の就労	月120時間未満の就労
② 妊娠・出産	全員	(希望される場合)
③ 疾病・負傷・障がい	全員	(希望される場合)
④ 親族の介護・看護	全員	(希望される場合)
⑤ 災害復旧	全員	(希望される場合)
⑥ 求職活動	-	全員
⑦ 就学・職業訓練	月120時間以上の就学等	月120時間未満の就学等
⑧ 児童虐待・DV	全員	(希望される場合)
⑨ 育児休業期間中の特例利用	(希望される場合) ※9ページ「6.育児休業期間中の特例利用」参照	全員
⑩ 市長が特に認める場合	状況による	

■ 公立保育所等における保育時間のイメージ

(私立保育所は直接保育所へお問い合わせください。)

【保育標準時間の例】 ※月120時間以上の就労

7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
11時間(利用可能な時間帯＝保育必要量)				
利用可能	原則的な保育時間(8時間)		利用可能	延長保育

【保育短時間の例】 ※月48時間以上、120時間未満の就労や、求職活動・育休特例

7:30	8:30	16:30	18:30
8時間(利用可能な時間帯＝保育必要量)			
延長保育	原則的な保育時間(8時間)		延長保育

■ 延長保育の利用

通常の保育時間（標準時間・短時間）を超えて保育が必要な場合、延長保育を利用できます。

延長保育を受けるには、事前に申請書を保育所・子ども園に提出してください。

延長保育料は1か月分をまとめて請求します。別途お渡しする納付書により指定金融機関または雲南市役所会計課（1階）、各総合センターにて納付してください。

(公立保育所等の利用時間及び料金)

保育時間	延長利用時間	延長料金
標準時間利用	18:30 ～ 19:00	150円/1回
短時間利用	7:30 ～ 8:30	150円/1回
	16:30 ～ 17:30	150円/1回
	16:30 ～ 18:30	300円/1回

Ⅲ. 入所申込みについて

1. 保育所入所の要件

次のいずれも満たしている必要があります。

- 保護者（父母いずれか）および入所希望児童が雲南市に住民登録をしているか、転入予定である
※住民登録がない場合は「広域入所」になります。▶10ページ参照
- 保護者（父母いずれも）に「保育を必要とする事由」がある。
- 入所希望児童が入所希望日時点において生後8週を経過している。
ただし、吉田保育所、田井保育所は、8か月経過後になります。

2. 慣らし保育

- 新規入所の場合は、お子さんの体調等に配慮しながら短時間保育（慣らし保育）を実施します。半日程度から徐々に保育時間を延ばし、最終的に夕方の時間帯まで保育します。
- 慣らし保育の期間は、最長で2週間ですが、お子さんに応じて期間を短くする場合があります。
- 4月1日から新規入所される場合は、慣らし保育を4月1日から最長2週間実施します。

3. 提出書類

(1)子どものための教育・保育給付認定申請書

兼 令和9年度幼稚園・保育所・認定こども園入園(所)申込書

- ・ 入所希望児童1人につき1枚提出してください。
- ・ 保育所生活で配慮を要する（食事、健康状態、障がいの内容等）場合は、事前にこども政策課または各総合センターへ相談してください。
- ・ 入所希望日までに祖父母等との同居が見込まれる場合は、同居予定家族も記入してください。

(2)保育所入所申込補助調査票

- ・ 入所希望児童1人につき1枚提出してください。

(3)保育を必要とする事由を証明する書類

- ・ きょうだいで申込む場合、2人目からは写し（コピー）で構いません。

保育を必要とする事由		提出書類 (★印は雲南市指定様式)	備考
①	就労(月48時間以上)	★就労証明書 ※自営業・農業の場合は、別途そのことを証明する書類（確定申告書、営業許可書、出荷伝票の写し等）	・ 申込み時に就労「内定」の場合は、就労開始後、就労証明書を提出してください。 ・ 同居（予定含む）の65歳未満の祖父母が就労している場合も提出してください。（昭和37年4月2日以降に生まれた方） ・ 証明日から3か月を経過した証明書は受理できません。
	年度途中で産前・産後休暇、育児休業から復帰する方	★就労証明書 出産後は育児休業期間及び復職（予定）年月日記載のもの	・ 職場復帰後、再度就労証明書の提出が必要です。（育休復帰確認のため）
②	妊娠・出産 (期間終了後は退所)	★保育を必要とする事由申立書 ○母子健康手帳の写し	・ 母子健康手帳は表紙及び出産予定日が分かるページの写しを提出してください。

保育を必要とする事由		提出書類 (★印は雲南市指定様式)	備考
③	疾病・負傷・障がい	★保育を必要とする事由申立書 ★医師の意見書 または ○各種障害者手帳の写し	・医師の意見書は、入院期間または療養期間が記載された医師の証明が必要です。 ・各種障害者手帳は等級などが分かるよう写しを取ってください。
④	親族の介護・看護	★保育を必要とする事由申立書 ★医師の意見書 および ○各種障害者手帳・介護保険被保険者証の写し	・介護保険被保険者証は要介護度や認定期間が分かるよう写しを取ってください。
⑤	災害復旧	★保育を必要とする事由申立書 ○り災証明書(自治体発行)	・り災証明書の発行については税務課にお尋ねください。
⑥	求職活動	★保育を必要とする事由申立書 ○ハローワーク受付票等、求職活動を証する書類の写し	・求職活動から就労に変更して継続して入所する場合は就労開始後に就労証明書を提出してください。 ※求職活動で入所の場合は、入所期間満了日の20日前までに就労証明書を提出してください。
⑦	就学・職業訓練	★保育を必要とする事由申立書 ○学生証の写しや在学証明書、又は職業訓練を受講していることが分かる書類の写し	・就学する前に入所申込みする場合は、合格通知書の写しを提出し、就学後に在学証明書を提出してください。 ・職業訓練受講の場合は、受講期間及び受講時間が分かるものを併せて提出してください。
⑧	児童虐待・DV	雲南市役所 こども家庭支援課(2階)(TEL:40-1067)へ相談してください。	
⑨	育児休業期間中の特例利用	★就労証明書	・継続入所児童に限り申込みできません。 ・育児休業期間が記載されたものを提出してください。 ・職場復帰後は、職場復帰後の就労証明書を改めて提出してください。
⑩	市長が特に認める場合	こども政策課(TEL:40-1044)へ相談してください。	

(4)該当する場合にのみ必要な書類

①	市外からの転入の場合	○市民税課税証明書(写し可) または市区町村から送付される市民税決定通知書(写し) ※マイナンバーによる税照会ができない場合に提出をお願いする場合があります。 (雲南市より改めてご連絡します)	
		入所月	必要な「課税証明書」または「市民税決定通知書(写し)」
		令和9年4・5月	令和8年度分 ※後日、令和9年度分が必要になります。
		令和9年6～8月	令和8年度分および令和9年度分
		令和9年9月以降	令和9年度分
②	世帯に身体障害者手帳等を所持している方がいる場合 ※入所希望児童が3歳以上の場合も副食費免除の判定のため提出をお願いします。	同一世帯で該当となる方は次のいずれかを提出して下さい。 ○各種障害者手帳等の写し ○障害者年金等を受給していることが分かる書類の写し ○特別児童扶養手当受給証明書の写し ※入所希望児童が0～2歳児の場合、保育料が減額になる場合があります。 保育料の減額について詳しくは15ページをご覧ください。	

(5)保育料の減免を希望する場合に必要な書類

①	土曜日を利用しない場合	★土曜減免申請(取下げ申出)書 ※0歳児から2歳児までの入所希望児童がいる世帯のみ 年間を通じて全ての土曜日を休所する場合、保育料の2割を減免します。
---	-------------	---

②	入所希望児童が第3子以降かつ、満18歳未満の年上のきょうだいが2名以上いる場合	★第3子以降保育料無料化(免除・支給)申請書(令和9年度) ※18歳未満とは「保護者が現に養育する平成21年4月2日以降生まれの子」です。
---	---	--

- ※ 本手続きや申込みに必要な書類は、雲南市ホームページ (<http://www.city.unnan.shimane.jp/>) から閲覧、ダウンロードができます。
- ※ マイナンバーカードをお持ちの方は電子申請により申込みができます。詳しくはマイナポータル (<http://www.myna.go.jp>) へログインし、雲南市の手続き一覧から「教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込(保育所利用)」を選択してください。
- ※ 電子申請による申込みは、全国統一の書式を用いることから、提出する書類が一部異なりますのでご注意ください。

4. 入所申込書提出先

- 前年度からの継続入所 … 保育所等(「保育を必要とする事由」等の認定内容に変更がある場合を除く)
- 新規・転園入所 … こども政策課または各総合センター
- 市外保育所等入所 … こども政策課

5. 入所申込みの注意点

- 入所申込みに必要な書類の記入例や注意事項をよく確認して記入してください。
※書類に不備や不足がある場合は、必要な書類が全て揃うまで受理しません。
- 書類に虚偽の記載があるとわかった場合は、入所内定及び決定を取り消します。
- 入所希望施設は第1希望から第5希望まで記入できます。記入された入所希望施設の中で入所基準指数を基に入所選考をします。(保育所等の受入れ状況により希望以外の保育所等での入所の相談をさせていただく場合があります。)
- 新規申込みの方で、保護者が雲南市民でない場合などは、マイナンバーを確認できるものを持参してください。

6. 育児休業期間中の特例利用

育児休業期間中は「家庭でお子さんの保育ができる」とみなし、原則職場復帰するまでは入所はできません。
ただし、上のお子さんが保育所入所中の場合は、育児休業の対象となるお子さんが2歳に到達する日の月末までは特例で利用できます。(特例利用)

なお、育児休業期間中の特例利用は、保育所等入所中のお子さんが同じ施設を継続して利用する場合に限られ、転園はできません。

※令和8年度より産前産後休暇前に「標準時間」で利用されていた場合に限り、希望により育児休業期間中の「標準時間」利用が可能となりました。ただし、土曜日保育の利用はできません。

7. 転園

原則として、年度途中に別の保育所への転園(別の保育所等への入所)はできません。次年度の入所申込みでお手続きください。

ただし、状況に変化が生じた場合はご相談ください。
また、現在入所中で、新年度から転園を希望する際は、1次・2次募集受付期間に申込みをしてください。
※育児休業期間中の転園はできません。

8. 予約申込み

年度途中に産前・産後休暇、育児休業が終了し、元の職場に復帰することが決まっている方は、1次・2次募集受付期間に5月以降の入所申込みができます。(※ただし、入所が決まらない場合もあります。)

また、出生前でも入所希望日時時点で産後8週を経過する予定であれば、予約申込みができます。

(1)募集期間

1次募集および2次募集に限り受け付けます。

1次募集および2次募集の結果入所枠がなくなった場合、また2次募集が過ぎてからの申込みは、入所希望月の前月に選考します。

(2)産前・産後休暇から職場復帰する場合

産後8週経過日の翌日から入所希望日とすることができます。

ただし、吉田保育所、田井保育所は、8か月経過後からになります。

(3)育児休業から職場復帰する場合

職場復帰日の概ね2週間前から職場復帰日の間で入所希望日を選択することができます。

ただし、予約申込みにより入所が内定した後に、育児休業期間の延長等により入所月を変更する場合は、「内定取消」とし、変更後の入所月で改めて選考しますのでご注意ください。

9.土曜日利用(土曜保育)

- 就労等により、土曜日に保育が必要な場合は、土曜保育を利用できます。
- 土曜保育の利用の有無を入園(所)申込書の「土曜保育の利用」欄へ記入してください。
- 原則、父母ともに土曜日の就労等がない場合は土曜保育は利用できません。
- 保育施設ごとに、土曜保育の実施の有無、保育時間が異なります。▶17ページ参照
- 当該年度に全ての土曜日で保育所等を利用しない場合は、保育料減免の制度があります。

▶13・15ページ参照

10.市外の保育所等への申込み(広域入所)

里帰り出産や保護者の勤務先の都合などにより住所地以外の市町村の保育所等に入所することを「**広域入所**」といいます。広域入所の申込みは以下のとおりです。

(1)雲南市在住で雲南市外の保育所等への入所を希望する場合

保育の必要性の認定は雲南市で行い、希望保育所等の入所調整は保育所等のある市町村が行います。

- 申 込 み 先 : こども政策課
- 必 要 書 類 : 雲南市の様式
- 申 込 み 締 切 : 保育所等のある市町村が定める申込み期限

(2)雲南市外在住で、雲南市内の保育所への入所を希望する場合

保育の必要性の認定はお住まいの市町村で行い、希望保育所等の入所調整は雲南市が行います。

- 申 込 み 先 : お住まいの市町村
- 必 要 書 類 : お住まいの市町村が定める様式
- 申 込 み 締 切 : 雲南市が定める受付期限

【注意】

- ①広域入所については、広域入所先の自治体も広域入所を実施していることが前提となります。
- ②雲南市外在住者の入所調整は、雲南市民の入所調整の後に行います。
- ③市外在住のお子さんの予約申込みはできません。

11.その他

寺領幼稚園の入園を希望される場合

■寺領幼稚園の入園を希望される方は、保育所の申込み(新規・継続ともに)をしたまま寺領幼稚園への入園を申し込むことができます。(保育所の申込みを取り下げる必要はありません。)幼稚園利用に関しては「令和9年度版幼稚園・認定こども園入園申込みの手引き」においてご確認ください。

IV. 入所選考について

1. 選考方法

- 入所申込みの受付順により選考するものではありません。
- 提出された書類及び聞き取りの内容により、保護者（父母）の保育を必要とする事由や世帯状況により、世帯の優先度を判定し入所者を選考決定します。
また、「保育所」へ入所希望されている場合でも、「認定こども園」へ入所決定する場合もあります。
- 選考は、毎月受付締切日以降に行います。

2. 入所保留(未決定)となった場合

- 希望の保育所等に入所枠がない場合や入所枠を超える場合は、入所することができないので、「入所保留」となります。
- 「入所保留」となった方には、入所選考後に「入所保留通知書」を発行します。
この場合、入所申込みの取り下げをしない限り年度内の入所希望期間内で継続して選考します。
- 保育所等への入所を希望しなくなった場合は、必ず「保育所等入所（辞退・申込取下げ）届」を提出してください。
- 希望の保育所等を変更する場合は、「給付認定申請書兼幼稚園・保育所・認定こども園入所申込内容等変更届」を提出してください。
- 認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等）を利用される方は、施設等利用給付認定通知書を発行します。

V. 申込み後(内定・入所後)の内容変更等について

1. 申込み内容に変更があった場合

- 入所申込み後、または保育所等内定・入所後に保護者の保育要件や世帯構成等に変更があった場合は手続きが必要です。
こども政策課または各総合センターにて手続きを行ってください。
(例) ・ 保育を必要とする事由の変更
就労状況の変更(転職・就労時間の変更、離職、育児休業の取得・職場復帰など)
同居する65歳未満の祖父母についても手続きが必要です。
・ 住所・電話番号などの連絡先の変更
・ 市民税の課税額の変更（保育料が変わる場合があります）
・ 保護者または同居する家族の構成（結婚・離婚、祖父母との同居など）の変更
・ 入所希望保育所等の変更・追加 等
- 変更の内容によっては、認定区分や入所期間・利用時間等が変わる場合があるので、必ず手続きをお願いします。
手続きによっては必要な書類等がありますので、相談してください。
- 正当な理由なく変更手続きをされない場合は、内定・入所決定を取り消す場合があります。

2. 現況届

- 年度途中に保育所等に入所している世帯に対して、「世帯の状況」や引き続き「保育を必要とする事由」に該当しているかどうかを確認する「現況届」を提出していただきます。毎年、7月初旬にご案内しています。マイナンバーカードを使った電子申請による手続きも可能です。

3. 保育所等の退所

- ご都合により、保育所等を退所する場合や「保育を必要とする事由」に該当せず退所が確定した場合は速やかに「保育所等退所届」を提出してください。
- 求職活動の3ヶ月間（90日）で就労先が決まっていない場合は、保育所等を退所となります。

4. 年度途中の転園

- 9ページをご覧ください。

5. 年度途中の認定こども園の転籍

- 3歳以上児は同一認定こども園の中で、「幼稚園利用から保育所利用」、「保育所利用から幼稚園利用」に変わることができます。
- 保護者の就労状況等が変わり、「保育を必要とする事由」に該当した場合、または該当しなくなった場合は、次の手続きにより転籍できます。※施設の入所状況により転籍できない場合もあります。

(1) 保育所利用へ変更する場合 …「保育を必要とする事由」に該当する場合

新規申込みと同様の手続きで、認定こども園（保育所利用）として申込みできます。

利用時間は保育時間になります。▶6ページ参照

必要書類の提出期限は、新規申込みと同様です。▶1ページ参照

(2) 幼稚園利用へ変更する場合 …「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合

幼稚園利用の手続きを行うことで、引き続き同じ施設を利用することができます。

利用時間は教育時間（基本的に8:30-14:00）になります。

教育時間以降は「預かり保育」を利用することができます。（※利用料がかかります。）

幼稚園利用の手続きがない場合は、退所になります。

6. 市外へ転出する場合

- 市外へ転出する場合は、保育所等は退所になります。
- 利用中の市内の保育所等を引き続き利用する場合は、「広域入所」の手続きが必要になります。10ページをご覧ください。
- 市町村によっては「広域入所」を実施していないところもありますので、転出先の市町村にあらかじめご確認ください。

VI. 保育料について

保育所等は、国・県・市の負担金（公費）と保護者が負担する保育料により運営されており、保育料は保育所等の人件費、事業費、管理費、給食材料費の一部となります。

1. 保育料の算定

- 国が定める上限額の範囲内で雲南市が決定します。

4月1日時点の年齢	保育料	副食費(おかず代)
0歳～2歳※	保護者(父母)の市民税課税状況と、ひとり親や在宅障がい児(者)のいる世帯等の世帯状況や児童の保育必要量により決定(15ページ参照)	
3歳以上※	国制度により無料(0円)	国制度と市独自制度で無料(0円)

※年齢は、その年度の4月1日時点の年齢で判定します。4月1日時点では2歳児の子が、年度途中で3歳児になっても無料にはなりません。

※主食費（ご飯代）は0～2歳児は保育料に含んでいますが、3歳児以上は保育料のみ無料のため、主食費については負担していただきます。

- 保育料の計算に際しては、保護者の市民税の課税額を用いますが、年の途中で用いる課税年度が変わります。

4月分～8月分	仮算定	前年度の市民税課税額を参照
9月分～3月分	本算定	今年度の市民税課税額を参照

- 11ページ「V. 1. 申込み内容に変更があった場合」の手続きにより、月ごとの保育料を再算定しています。申込み内容に変更があった場合は、忘れずに手続きをお願いします。
- 月の途中で変更があった場合は、翌月分から保育料の再算定をします。

2. 保育料の納付

(1) 納付方法・納付時期

納付方法	金額の通知・納付時期	お手続き
納付書	毎月中旬以降に納付書を送付します。 指定金融機関または市役所会計課（1階）、各総合センターにて納付ください。	口座振替の手続きがない場合、納付書を送ります。
口座振替	雲南市が通知する保育料決定通知に基づき、保育を実施した月の末日（末日が金融機関非営業日の場合は翌営業日）に指定口座より引落をします。 ※末日に振替ができなかった場合は、翌月15日に再振替をします。	金融機関窓口にて「雲南市口座振替依頼書」を提出してください。

※ 口座振替の開始は通知にてお知らせします。それまでは納付書で納付してください。

(2) その他

- ・ 納期限内に納付がない場合や口座振替ができなかった場合は、督促状を送付します。この際、督促手数料 100円を加算した保育料にて請求しますので納付ください。なお、延滞金は、国税及び地方税の例によります。
- ・ 保育料を故意に滞納し、納付計画が不履行の場合は、市で財産調査等を行い預貯金・給料等の財産差押えや搜索等の滞納処分を実施する場合があります。

保育料に関するお問い合わせ

内容	問い合わせ先	電話(0854)
保育料の算定・決定に関すること	こども政策課	40-1044
保育料の徴収・納付相談に関すること	市民環境部 債権管理対策課(2階)	40-1035

3. 雲南市独自の保育料減免

① 土曜減免

入所期間中、全ての土曜日で保育所等を利用しない場合、保育料の2割を減免します。

減免には「土曜減免申請（取下げ申出）書」の提出が必要です。

月途中の入所などの場合、減免は翌月から適用します。

また、減免を受けていた方が土曜保育を利用することになった場合、利用月から減免の適用はありません。

② 第3子以降保育料の無料化

18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、入所児童が第3子以降であれば保育料を無料とします。

減免には「第3子以降保育料無料化（免除・支給）申請書」の提出が必要です。

4. 3歳以上児の副食費(おかず代)の無料化

雲南市では子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、独自制度により、3歳以上の全てのお子さんの副食費を無料としています。

市内の認可施設をご利用の方	請求しません。
市内の認可外施設、または市外施設をご利用の方	ご利用の施設から請求がありますので納付をお願いします。 雲南市で所定の手続きを行うと、月5,100円を上限に保護者へ還付します。

副食費の請求方法

- ・ 「雲南市保育所等副食費無償化事業補助金交付申請書」
- ・ 「雲南市保育所等副食費無償化事業補助金交付請求書」
- ・ 「副食費の領収書等、金額の分かるもの」

以上の3点をこども政策課へ提出してください。

Ⅶ. 認可外保育施設等の利用について

保育所等入所調整の結果、認可保育所に入所できなかった方で、認可外保育施設等を利用したい場合は、保育所等と同等の要件で「施設等利用給付認定」を受けることにより、保育料無償化の対象になります。

1. 無償化上限額

2号児	月額40,300円まで	
3号児	月額45,700円まで	※市民税非課税世帯に限る
第3子以降	認可外保育所等の保育料	※雲南市独自制度による減免

2. 対象施設

認可外保育所、一時預かり事業、病児・病後児保育事業 等

※第3子以降の無償化は、認可外保育所利用の場合に限ります。

3. 手続き方法

(1) 認可保育所入所申込みを行ったが利用調整の結果、認可保育所に入所できない方

当初の認可保育所入所申込書の内容にて、「施設等利用給付認定通知書」を発行します。

無償化対象の認可外施設等をご利用の場合は、一旦利用料を納付いただき、その領収書を持参の上、こども政策課にてお手続きいただくと、無償化上限額の範囲内で還付いたします。

(2) 認可外保育施設等を利用したい方

利用する施設によって必要な書類が異なりますので、利用希望の施設へご相談ください。

なお、無償化の要件や手続きについては、こども政策課へご相談ください。

(3) 認可外保育施設等に入所する市内在住3歳以上児の副食費

認可外保育所に入所中の市内在住3歳以上のお子さんには、副食費の補助をします。

施設に一旦副食費を納付いただき、その領収書を持参の上、こども政策課にてお手続きいただくと、月上限5,100円にて還付いたします。

Ⅷ. 一時預かり事業について

雲南市内の一部の保育所等では、保育所等に入所していない乳幼児を対象とした一時預かりを実施しています。

1. 利用申込み

各保育所等へ直接ご連絡ください。

利用できる施設は17ページをご覧ください。

2. 利用できる日

保育所等の開所日

3. 一時預かり事業利用料の納付

- ・ 公立施設を利用の場合は、利用した月の翌月に納付書を送付しますので、市内指定金融機関または市役所 会計課（1階）・総合センターの窓口にて納付してください。
- ・ 私立、認可外保育施設は施設ごとに納付方法が異なりますので、利用する施設へお問い合わせください。

IX. 令和9年度 保育所・認定こども園(保育所利用)保育料徴収基準表

児童の属する世帯の階層区分		3歳以上児 (R6.4.1以前生まれ)		3歳未満児					
階層区分	定義			第1子月額(円)		第2子月額(円)		第3子以降月額(円)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層 (A1)	生活保護世帯	無償化により0円		0	0	0	0	0	0
第2階層 (B2)	市民税 非課税世帯			0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等			0	0	0	0	0	0
第3階層 (C3,D3)	所得割課税額48,600円未満			7,800	7,600	3,900	3,800	0	0
	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等			3,400	3,300	0	0	0	0
第4階層 (D4)	所得割課税額97,000円未満			12,000	11,700	6,000	5,850	0	0
	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等 かつ所得割課税額77,101円未満			3,600	3,600	0	0	0	0
第5階層 (D5)	市民税 課税世帯 所得割課税額97,000円以上169,000円未満			24,900	24,500	12,450	12,250	0	0
第6階層 (D6)	所得割課税額169,000円以上301,000円未満			36,600	36,000	18,300	18,000	0	0
第7階層 (D7)	所得割課税額301,000円以上397,000円未満			48,000	47,200	24,000	23,600	0	0
第8階層 (D8)	所得割課税額397,000円以上			52,000	51,200	26,000	25,600	0	0

※年齢は、当該年度4月初日時点での年齢を適用します。

※上記市民税所得割課税額は、住宅借入金特別控除・配当控除・寄付金控除等(調整控除額・定額減税・税額調整措置の額は除く)の税額控除前の税額です。

※上記市民税所得割課税額は、保護者の合計額を用います。

※転入前に指定都市で課税され、市民税所得割課税額の税率が8%となっている場合は、指定都市以外で課税されたものとみなし、税率6%に換算してから保育料の算定を行います。

※国制度の軽減措置

①年収360万円未満世帯のひとり親世帯の第1子保育料を第2階層(市民税非課税世帯)並みに軽減します。

②小学校就学前(0歳～5歳)の範囲において、保育所等や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。

ただし、年収が約360万円未満(所得割課税額が57,700円未満)の世帯は、多子軽減に伴う多子計算(子どものカウント対象)の年齢制限を撤廃します。

小学生(6歳)以上でも第1子となります。

※雲南市独自減免

①土曜減免

当該年度にすべての土曜日を休所(預けない)する場合、上記保育料の2割を減免します。

②第3子以降保育料の無料化

18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、3子以降の児童であれば保育料を無料とします。

③副食費の無料化

3歳以上児の副食費(おかず代)を無料化(上限5,100円)。(雲南市に住民票のある方に限る)

※月の途中で保育要件等の変更があった場合、翌月分の保育料から変更となります。

※ひとり親とは母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のいない者で現に児童を扶養している者をいいます。

※在宅障がい児(者)とは、①身体障害者福祉法により身体障害者手帳の交付を受けた者(障がい者又は障がい児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの(以下「在宅障がい児」という。)に限る。)、②療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受けた者(在宅障がい児に限る。)、③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅障がい児に限る。)、④特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅障がい児に限る。)、⑤国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅障がい児に限る。)をいいます。

X. 令和9年度 保育所・認定こども園(保育所利用)入所基準指数

◆基準①

No.	保護者の状況（保育を必要とする事由）				基本 指数
	類型	細目		指数名称	
1	居宅外就労 （自営業等含む）	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態		30
			1日6時間以上の就労を常態		28
			1日4時間以上の就労を常態		26
		月16日以上	1日8時間以上の就労を常態		29
			1日6時間以上の就労を常態		27
			1日4時間以上の就労を常態		25
		月12日以上	1日8時間以上の就労を常態		27
			1日6時間以上の就労を常態		25
			1日4時間以上の就労を常態		23
	居宅内就労 （自営業等含む）	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態		28
			1日6時間以上の就労を常態		26
			1日4時間以上の就労を常態		24
		月16日以上	1日8時間以上の就労を常態		27
			1日6時間以上の就労を常態		25
			1日4時間以上の就労を常態		23
		月12日以上	1日8時間以上の就労を常態		25
			1日6時間以上の就労を常態		23
			1日4時間以上の就労を常態		21
	内 職	月64時間以上の就労		20	
		月48時間以上64時間未満の就労		18	
2	妊娠・出産 （産前産後）	妊娠中又は出産後間がないこと〔産前8週（多胎妊娠の場合は14週）～産後8週まで〕			30
3	疾病・負傷・障がい	疾病・負傷	入院	入院（1ヶ月以上を要する）	30
			自宅内	常時病臥・保育不可能	28
		障がい		重度	保育困難
			保育やや困難		24
			身障手帳1・2級又は療育手帳A又は精神障がい1級	身障手帳3級又は療育手帳B又は精神障がい2級	30
				身障手帳4級以下又は精神障がい3級	28
4	親族の介護・看護	同居親族	全介護・看護	30	
			一部介護・看護	25	
			全・一部介護等以外	20	
		別居親族	全介護・看護	25	
			一部介護・看護	20	
			全・一部介護等以外	15	
5	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合			30
6	求職活動	生計中心者			10
		その他			5
7	就学・職業訓練	就職・事業開始に必要な学校に就学又は職業訓練等を受講している			29
		上記以外の学校等に通学			24
8	児童虐待・DV				50
9	育児休業中の特例利用				25
10	その他 保護者不在（死亡、行方不明、遺棄、拘禁中等）など				30

※指数は、保護者（父母）それぞれの状況に基づいて認定し、そのうちの低い方の指数をその世帯の指数とする。

※各就労時間は通勤・休憩時間を含む。

★基準②《基準指数表の世帯指数に下記指数を加算（重複可）》

No.	世帯等の状況	調整 指数
1	生活保護世帯	10
2	ひとり親世帯	10
3	ひとり親世帯で同居親族・協力者がいない場合	15
4	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	5
5	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	10
6	児童が障がいを有しているなど、集団の保育を受けることが必要な場合	10
7	産前産後休暇・育児休業満了と同時に入所を希望している場合	5
8	兄弟姉妹が既に保育所または認定こども園に入所している場合	10
9	兄弟姉妹（多胎児を含む）と同一の保育所の利用を新規で希望する場合	10
10	小規模保育事業等の卒園児童	5
11	市内在住世帯	5
12	特別な支援を要する家庭	20
13	保護者が雲南市内の特定教育・保育施設で就労（内定）する場合	10
14	同居の祖父母（65歳未満）が就労していないなど、家庭で保育することができる場合	▲ 10
15	保護者が自営業・農業等の協力者または内職	▲ 10
16	同居の祖父母（65歳未満）が自営業・農業等の協力者または内職	▲ 5

XI. 令和9年度 保育所・認定こども園(保育所利用)一覧

公私	施設区分	施設名	利用定員	入所可能年齢	開所時間 ※延長時間含まず		保育サービス実施内容 ※別料金		
					平日	土曜日※2	延長保育(標準時間)	延長保育(短時間)	一時預かり※1
公立	保育所	大東保育園★	135	産休明け	7:30～18:30	7:30～18:30	平日18:30～19:00	7:30～8:30 16:30～18:30	●
		かもめ保育園★	90	産休明け	7:30～18:30	7:30～18:30	平日18:30～19:00	7:30～8:30 16:30～18:30	●
		斐伊保育所★	50	産休明け	7:30～18:30	7:30～18:30	平日18:30～19:00	7:30～8:30 16:30～18:30	-
		三刀屋保育所★	110	産休明け	7:30～18:30	7:30～18:30	平日18:30～19:00	7:30～8:30 16:30～18:30	-
	幼保連携型 認定こども園	木次こども園	130	産休明け	7:30～18:30	7:30～18:00	平日18:30～19:00	7:30～8:30 16:30～18:30	●
	保育所型 認定こども園	加茂こども園★	170	産休明け	7:30～18:30	7:30～18:30	平日18:30～19:00	7:30～8:30 16:30～18:30	●
		吉田保育所	25	8ヶ月経過	7:30～18:30	7:30～13:00	-	7:30～8:30 16:30～18:30	●
		田井保育所	25	8ヶ月経過	7:30～18:30	7:30～13:00	-	7:30～8:30 16:30～18:30	●
		掛合保育所★	60	産休明け	7:30～18:30	7:30～18:00	平日18:30～19:00	7:30～8:30 16:30～18:30	●
	幼稚園型 認定こども園	大東こども園	35	3歳以上	7:30～18:30	-	-	7:30～8:30 16:30～18:30	-
		西こども園	15	3歳以上	7:30～18:27	-	-	7:30～8:30 16:30～18:30	-
		海潮こども園	15	3歳以上	7:30～18:28	-	-	7:30～8:30 16:30～18:30	-
		斐伊こども園	30	3歳以上	7:30～18:29	-	-	7:30～8:30 16:30～18:30	-
		三刀屋こども園	40	3歳以上	7:30～18:30	-	-	7:30～8:30 16:30～18:30	-
私立	保育所	あおぞら保育園	80	産休明け	7:00～18:00	7:00～18:00	平日18:00～19:30	各施設に ご確認ください	●
		たちばら保育園	30	産休明け	7:30～18:30	7:30～18:30	18:30～19:30		●
		みなみかも保育園	60	産休明け	7:30～18:30	7:30～18:30	7:00～7:30 18:30～19:30		●
		四ツ葉学園保育所	90	産休明け	7:30～18:30	7:30～18:30	平日18:30～19:00		●

※1:一時預かりは、受け入れられる年齢や開所時間、利用日数など、通常保育とは異なる場合があります。また、実施施設の状況により利用できない場合があります。詳しくは、実施している保育施設へ直接お問い合わせください。

※2:斐伊保育所及びたちばら保育園の土曜日保育は、利用者が少ない場合、それぞれ斐伊保育所は四ツ葉学園保育所で、たちばら保育園は加茂こども園で集合保育を行う場合があります。

保育所、認定こども園 連絡先一覧(★は業務委託施設です。)

★ 大東保育園	〒699-1251	大東町大東1663	0854-43-6132
★ かもめ保育園	〒699-1221	大東町飯田146-8	0854-43-5028
★ 斐伊保育所	〒699-1311	木次町里方915-1	0854-42-1008
★ 三刀屋保育所	〒690-2404	三刀屋町三刀屋1188-1	0854-45-2651
吉田保育所	〒690-2801	吉田町吉田2664	(令和8年度休所中)こども政策課0854-40-1044
田井保育所	〒690-2313	吉田町深野244-4	0854-75-0201
★ 掛合保育所	〒690-2701	掛合町掛合2149-2	0854-62-9900
★ 加茂こども園	〒699-1105	加茂町宇治238	0854-49-6760
木次こども園	〒699-1334	木次町新市53	0854-42-2173
大東こども園	〒699-1252	大東町田中50-1	0854-43-2710
西こども園	〒699-1232	大東町仁和寺2435-11	0854-43-6005
海潮こども園	〒699-1206	大東町南村196	0854-43-2298
斐伊こども園	〒699-1311	木次町里方1064	0854-42-2130
三刀屋こども園	〒690-2404	三刀屋町給下750-2	0854-45-2168
あおぞら保育園	〒699-1223	大東町下阿用691-2	0854-43-3129
たちばら保育園	〒699-1102	加茂町立原438-1	0854-49-8122
みなみかも保育園	〒699-1104	加茂町南加茂39-2	0854-47-7261
四ツ葉学園保育所	〒699-1311	木次町里方869-5	0854-42-0616